

青森公立大学FD・SD推進委員会規程

令和7年1月28日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学FD・SD推進委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) FD 青森公立大学（以下「本学」という。）に勤務する教授、准教授、講師及びこれに準ずる職員の授業内容及び教育方法等の改善及び向上を図るための組織的な取組をいう。
- (2) SD 本学に勤務する事務職員及びこれに準ずる職員の資質向上を図るための組織的な取組をいう。

(設置)

第3条 本学のFD、SDに関する事項について審議するため、青森公立大学FD・SD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育方法等の調査・検討に関すること。
- (2) 学部及び大学院が実施する研修会の企画、立案及びフィードバック等に関すること。
- (3) その他FD、SD全般の連絡・調整に関すること。

(組織)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 事務局長

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(会議の成立)

第8条 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。